官　告　號　外

官　告　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表）の一部を平成23年９月22日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 10 月４日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
2	すけとうだら	平成23年４月～平成24年３月	262,000
4	まいわし	平成23年１月～12月	209,000
6	するめいか	平成23年１月～12月	297,000

（注１～２）　（略）

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	170,600
4	まいわし	大中型まき網漁業	119,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	46,700
		大中型まき網漁業	14,500
		いか釣り漁業	60,100
		小型するめいか釣り漁業	83,400

（注１～２）　（略）

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	52,000
		⑶　太平洋の海域	112,000

㈫　（略）

第６の２⑵を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	88,900

（略）

中部地方整備局公示

宮川水系勢田川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 23 年 10 月４日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶３隻　桟橋１基

２　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

⑴　保管した物件の放置されていた場所　三重県伊勢市田尻町地内他　宮川水系勢田川

⑵　当該物件を除却した日　平成23年８月22日

３　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該物件の保管を始めた日　平成23年８月22日

⑵　保管の場所　三重県伊勢市田尻町（勢田川排水機場敷地内）

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所　河川占用調整課　電話059―229―2218

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月４日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間846円」を「１時間850円」に改める。

国土交通

平成 23 年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、平成23年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

平成 23 年 10 月４日

国土交通大臣　前田　武志

１．試験を行う日時、試験地及び試験会場

日時	試験地	試験会場
平成23年12月８日（木） 午前９時～午後４時30分	横浜市	関東運輸局 （横浜市中区北仲通り５―57　横浜第２合同庁舎）